

令和5年12月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時：令和5年12月20日（水） 午前9時00分～9時35分

開催場所：坂出市役所 本庁舎 2階大会議室

出席委員

1 番 松浦 雄一	2 番 石井 淑雄
3 番 吉田 宏明	4 番 原 武信
5 番 山下 祝	6 番 本条 仁史
7 番 木下 得代	8 番 猪熊 幸雄
9 番 大原 眞路（会長）	10 番 土井 正幸
11 番 高市 佳和	12 番 山本 茂
13 番 宮本 賢一	14 番 藤川 一雄
15 番 梶野 和幸（会長職務代理）	16 番 山下 恵
17 番 富木田 好正	18 番 三木 洋一

欠席委員

傍聴推進委員

1 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家 浩文
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局書記	佐藤 由佳
事務局書記	山崎 貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	5 件	田 畑	2,368 3,374	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	件	田 畑		m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	5 件	田 畑	4,740 8,340.64	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	5 件	田 畑	1,494 7,487	m ² m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	25 件	田 畑	52,768 958	m ² m ²
第 8 号議案	農業経営改善計画認定申請	4 件			
第 9 号議案	青年等就農計画認定申請	1 件			
報告第 1 号	合意解約	件	田 畑		m ² m ²

令和5年12月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より12月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計45件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 7番 木下 委員さんと 8番 猪熊 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、14番 藤川 委員さん、16番 山下 委員さん、17番 富木田 委員さんと私で、12月19日(火)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」5件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1,926 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 80,004 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大のため譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

2番、・・・、面積 819 m² 外2筆 計 1,021 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 80,004 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 746 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 1,949 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、販売を目的としています。

4 番、・・・、面積 601 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 7,650 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大より譲り受けるものであります。作付予定作物は米で、販売を目的としています。

5 番、・・・、面積 1,448 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 7,440 m²

備考 所有権移転

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物はオリーブで、販売、社会福祉事業を目的としています。なお、申請者は農地所有適格法人ではありませんが、教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人においては農地等の取得が可能となっております。この場合、第 3 条第 2 項の規定の内、全部効率利用要件、農地所有適格法人の要件、農作業常時従事要件は適用外となります。

本日の案件 5 件につきまして 1 番から 4 番につきましては、譲受人の農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第 3 条第 2 項各号には該当せず、5 番については同法第 3 条第 2 項第 1 号、2 号、4 号以外の各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 1 号議案「農地法第 3 条許可申請」5 件のうち、1 番、2 番については木下委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、1 番、2 番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

1 番、2 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 続いて、3番から5番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」5件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件を議題に供します。

なお、第3号議案の2番については現地調査を実施しておりますので、14番 藤川 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

藤川委員 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」2番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 2,447 m² 外1筆 合計 3,555 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 特定建築条件付売買予定地 住宅12棟

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおります。問い合わせが多い場所での分譲住宅を検討していたところ、申請地は幼稚園や小学校に近くて住宅環境が良いため、需要が見込めると判断して、土地所有者と交渉したところ合意も得られたため申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま藤川 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐 それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

2番につきましては、先ほどの藤川 委員さんのご説明どおりです。

1 番、・・・、面積 416 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は結婚を機に住宅の検討をしたところ、申請地は実家も近く、親の老後や将来の子供の世話等を総合的に検討し、父が所有する土地に新築することで話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第1種低層住居専用地域と定められている第3種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3 番、・・・、面積 登記面積：1,940 m² 外1筆 4,220 計m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 花崗土採取による農地造成

申請理由 申請地は、一時転用の許可を令和6年3月7日まで受けています。転用事業者は、申請地および周辺の山林で花崗土採取を行っていますが、全体の事業区域の拡大もあり、工期が延びていますので、改めて3年間の一時転用を計画したところ、貸し主との話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区とも調整を了している。

4 番、・・・、面積 1,536 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 特定建築条件付売買予定地 住宅6棟

申請理由 譲受人は不動産業を営んでおります。申請地周辺は分譲地としての需要が高いことから検討していたところ、転用事業者個人が所有する土地を分譲地として転用する計画がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

5 番、・・・、面積 769 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 敷地拡張により修理する自動車等を置きます。

申請理由 譲受人は自動車販売やガソリンスタンドの経営をしています。

日頃より修理する自動車や展示車等を置くスペースが不足していたので、現在の敷地に隣接する土地所有者と交渉したところ、話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件につきまして原案どおり承認し、うち3件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、2番、3番の案件につきましては、転用面積が2,000㎡以上ということで、12月22日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第4号議案「非農地証明願」5件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番から5番については現地調査を実施しておりますので、16番 山下 委員さん、17番 富木田 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

山下委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」1番から3番の現地調査報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積353㎡ 外1筆 計456㎡【議案読み上げ】

申請理由 農用地に指定されておらず、周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

2番、・・・、面積3,808㎡【議案読み上げ】

申請理由 農用地に指定されておらず、周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

3番、・・・、面積1,494㎡

申請理由 農用地に指定されておらず、周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

以上です。

富木田委員

それでは、第4号議案「非農地証明願」4番から5番の現地調査報告をさせていただきます。

4番、・・・、面積 2,585 m²【議案読み上げ】

申請理由 農用地に指定されておらず、周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

5番、・・・、面積 638 m²【議案読み上げ】

申請理由 農用地に指定されておらず、周辺一帯が山林となっていることから、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と認められるためです。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま山下 委員さん、富木田 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局書記

それでは、第4号議案「非農地証明願」5件につきましては、先ほどの山下委員さん、富木田委員さんのご説明通りです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」5件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」5件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」25件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」25件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が15件、更新が6件、再設定が4件

で、そのうち農地機構を通じた貸借が１８件となっております。

以上、農用地利用集積計画書２５件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第６号議案「農用地利用集積計画書」２５件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第６号議案「農用地利用集積計画書」２５件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が５件出ております。

まず、第８号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回４件提出されており、新規１件、更新３件の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認予定であり、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を１１、１２ページにまとめており、１３ページから２４ページまでが申請書の写しとなっております。

１番

申請者は市内の方になります。新規の申請でございます。

労働時間等の改善で申請が出ております。

２番

申請者は市内の法人になります。

こちらは現状との大幅な変更はございませんが、臨時雇用及び常時雇用の活用により作業効率を上げる旨の記載が１７ページでございます。

３番

申請者は市内の法人になります。

経営面積及び目標の売上高についても増加の傾向がございます。

４番

申請者は市内の法人になります。

所得、労働時間は減少しておりますが、経営規模は拡大予定です。

以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。 第8号議案「農業経営改善計画認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようでしたら、私の方から1ついいですか。3番の改善の概要の区分Aの売り上げですが、目標は正しいのでしょうか。桁が一つずれているのかと思ったのですが。

事務局長 申請書のとおりに記載しております。担当課にも確認しておきます。

会長職務代理 わかりました。ありがとうございます。
他にご意見等はありませんか。
特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」4件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。
続いて第9号議案、「青年等就農計画の認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長 青年等就農計画の認定申請は、今回1件変更で提出されております。先程の農業経営改善計画と同じく中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認予定であり、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。
申請の概要を25ページにまとめており、26ページから28ページまでがそれぞれの申請書の写しとなっております。
申請は市外の個人の方からになります。目標はそれぞれ増加傾向になっております。
以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 事務局の説明がございましたが、第9号議案「青年等就農計画認定申請」について何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「青年等就農計画認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これもちまして 12月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時35分終了